２０２７年度

関西学院大学ロースクール

Ａ日程

一般入試（法学未修者）

論　文　問題

《１０：００～１１：３０》

○開始の指示があるまで内容を見てはいけません。

【論　文　問題】

問題文を読んで、〔設問１〕および〔設問２〕に答えなさい。

〔設問１〕

筆者が「花瓶事例」の検討を通じて抽出している＜重い謝罪＞の意義および機能について簡潔に要約しなさい。（３００字程度）

〔設問２〕

下線①で示される＜必要条件＞が「花瓶事例」におけるＡ氏の行動についてどのようにあてはまり、それがＢ氏の認識と行動にどのようにつながったのか、「花瓶事例」およびそれに関する本文の趣旨に沿って、可能な限り具体的に説明しなさい。（４００字程度）

問題文

＜重い謝罪＞は、相手が被(こうむ)った損害が比較的重大なものである場合などに行うべき謝罪であり、「すみません」や「おわびします」などと言ったり頭を下げたりするだけでは成立しない。

＜中略＞

では、具体的にはどういう場合に、我々は＜重い謝罪＞をすべきなのだろうか。

【花瓶事例】会社員のＡ氏は、休日に上司のＢ氏の自宅に招かれた。リビングで和やかに過ごしていたが、Ａ氏が途中で席を立ったとき、テーブルの上の花瓶に肘を当ててしまった。花瓶は倒れてテーブルから落ち、粉々に割れた。また、花瓶には花が生けてあったので、床は水浸しになった。Ａ氏は慌てて「すみません！」と言い、「片づけます」と申し出るが、Ｂ氏は、構わないから座っていなさいと制止し、自分で片づけを始めた。その後もＡ氏は恐縮し続け、弁償すると申し出るが、Ｂ氏は微笑みながら、弁償するには及ばないと返答した。

先にも確認したが、これが「すみません」と言うだけでは済まないケースであることは明らかだ。仮にこのＡ氏が、「すみません」という言葉をふざけた調子で言うのであれば、その言葉は謝罪とは受け取られないだろう。また、彼が「すみません」と言った後に、相手を気遣って何かをしようとする素振りを全く見せないのであれば、やはり、謝罪として成立するとは言えないだろう。

この事例を通して浮かび上がってくる、Ａ氏からＢ氏への＜重い謝罪＞の前提と内実は次のようなものだ。

【前提】Ｂ氏が被った重大な損害は、Ａ氏の行為によって引き起こされた。
【内実①】Ａ氏は右の前提が事実であること、また、自分のその行為が正当化できないものであり、後悔や罪悪感を抱いていること、その行為の結果に関して自分に責任があることを認め、Ｂ氏に対してその認識を表明する。
【内実②】Ａ氏は、右の認識に基づいて、Ｂ氏の損害に応じた責任をとる意志を示す。

＜中略＞

いま、「責任がある」とか「責任をとる」といった概念が頻出してきたところで、話を先に進める前に、これらの概念について一度整理する必要があるだろう。

一般に、「**責任**」とは、（ａ）自分が引き受けて行わなければならない義務や、義務とまでは言えない任務。あるいは、（ｂ）自分がかかわった事柄や行為が特に悪い結果を招いたときに負う義務や償いを指す（『大辞林』第四版、『日本国語大辞典』第二版）。

以下本書では、法哲学者Ｈ・Ｌ・Ａ・ハートによる用語法（Hart　１９６８：２１１ff）に倣って、（ａ）の種類の責任を「**役割責任**（roll-responsibility）」、（ｂ）の種類の責任を「**因果責任**（causal-responsibility）」と呼ぶことにしよう。

この一般的な分類に従うならば、「**責任がある**」とは、たとえば「私には教師として生徒を守る責任がある」のように、前者の役割責任の存在を主張する意味と、それから、たとえば「私にはこの事故の責任がある」のように、後者の因果責任の存在を主張する意味がある。

また、「**責任を負う**」とか「**責任をもつ**」とは、役割責任と因果責任のどちらが存在する場合にも、また、どちらを実行（履行）する場合にも用いられるが、「**責任をとる**」という表現は、因果責任にまつわる償いを実行することや、更生を約束することなどを指す場合が大半だ。逆に、役割責任にまつわる任務を実行したり義務を履行したりすることを指す場合が多い言葉としては、「**責任を果たす**」が挙げられる。つまり、たとえば「事故の責任をとる」という場合には、普通は何らかの償いをすることなどを意味するだろうし、「教師としての責任を果たす」という場合には、教師という持ち場に立つ者が引き受けるべき任務を実行することなどを、普通は意味するだろう。

さて、責任概念をめぐる以上の簡潔な整理を踏まえて、＜重い謝罪＞の特徴づけに戻ろう。

この種の謝罪の内実として先に取り出したのは、①Ａ氏がＢ氏に対して、自分の間違った行為によって比較的重大な損害がＢ氏にもたらされた（＝自分に因果責任がある）という認識を表明し、かつ、②その認識に基づいて、損害に応じた責任をとる（＝因果責任として負う償いを実行する）ということである。

だとすれば＜重い謝罪＞を行う際には、役割責任は無関係ということになるのだろうか。いや、そうではない。たとえば花瓶事例のＡ氏は、花瓶を割ってしまう前も後も一貫して、上司の自宅に招かれた客としての最低限の役割責任を果たしている。すなわち、＜相手を気遣った丁寧な態度や言葉遣いを保つべし＞という義務ないし任務を履行している。

また、Ａ氏は花瓶を割ってしまうことによって、＜他人の家では、その家の物を傷つけたり壊したりしないように注意して行動するべし＞という、客だけではなく社会生活を営む市民一般に広く求められる役割責任を**そのとき**は果たせなかった。ただ、すぐに謝罪したし、相手も、花瓶を弁償するには及ばないと笑って済ませている。こ

のことから、A氏は相手からの信頼を維持ないし回復することができたと言えるだろう。すなわち、いまのはたまたまの不注意によるものであり、自分は本来は人の物を粗雑に扱うような無神経でがさつな人間ではないということ――次はちゃんと当該の役割責任を果たせるということ――を、相手に分かってもらったと言えるだろう。前章で扱った和辻【＊出題者注】の言い方を再び借りるならば、A氏は謝罪を通して、社会生活を営む市民としての持ち場を保ったのであり、その持ち場に求められる種々の役割責任を負う資格を維持したのである。

このように見てくると、役割責任と因果責任はそれぞれ全く別の場面で適用されるものというよりも、しばしば深く関連し合うものであることが分かる。実際、いまの花瓶事例においてA氏は、花瓶を割ってしまうことによって、社会生活を営む市民一般に広く求められる役割責任を果たせなかったことを意味するような因果責任を負った。また、その後にA氏は、謝罪によって因果責任をとることを通じて、役割責任を果たしている（あるいは、役割責任を負える持ち場を保っている。持ち場を回復している）ということを確認できるだろう。

花瓶事例に絡んでもうひとつ、掘り下げるべき重要な点がある。それは、償い（埋め合わせ、補償、弁償、贖い、罪滅ぼし）をするとは何をすることなのか、ということだ。

ひとの花瓶を落として割り、床を水浸しにしてしまった。このときA氏は、花瓶の破片を取り除いたり水を拭いたりして床を原状復帰させることや、花瓶を弁償すること――同じ花瓶を買ってきて渡すこと、あるいは、花瓶の値段と同額のお金を渡すこと――を意志している。これらは、さしあたり、自分がもたらした損害を文字通りの意味で償うこと、すなわち、埋め合わせることを意志していると言える。

しかし、そうした文字通りの意味での「埋め合わせ」が完全に可能であるような損害は、実際のところそれほど多くはない。

＜中略＞

この点を、社会学者のニコラス・タヴチズは一種のパラドックスとして捉えている（Tavuchis　１９９１：５；川崎２０１９：３９）。もしも、謝罪という行為の目的が、自分がもたらした損害を埋め合わせることに尽きるとするならば、その目的ははじめから失敗を運命づけられている。なぜなら、たとえば誰かの形見の品をなくしてしまったとか、秘密を暴露してしまったとか、人を殺してしまったといった場合だけでなく、他の多くの事柄についても、「すでに行われたことを元に戻す（undo）ことなどできない」（Tavuchis　１９９１：５）からだ。覆水は盆に返らない。そうであるならば、謝罪とは、することがそもそも不可能なことをする行為だということにならないか。

――これが、タヴチズが謝罪という行為に見て取っているパラドックスである。

もっとも、このパラドックスは、謝罪することと埋め合わせをすることを同一視するような、謝罪に対する極端な見方によって生じるに過ぎない。タヴチズ自身も、このパラドックスの提示を通じて、むしろ、謝罪に対する別の見方への注意を促している。彼によれば、謝罪には「加害者も被害者も変えることのできないもの、すでに完了していて覆せないものを、思い出させる（説明する）（ibid.：６）という側面があり、この側面もきわめて重要だというのである。

自分が相手に与えてしまった損害を元通りにすることができるケースは少ない。どんな仕方で償っても完全には済まない――償いは完遂できない――のだ。言い換えれば、多くのケースで償いとは不完全な修復を意味せざるをえないということである。謝罪という行為を通して我々は、この点を確認（想起、説明）してもいるのである。

謝罪とは文字通りの意味での「償い」ないし「埋め合わせ」とイコールではない、ということを、いま、償いの（完遂）不可能性という観点から確認したが、このことは別の観点からも指摘できる。

たとえば、Ａ氏が花瓶を床に落として割ってしまった後、てきぱきと片づけを済ませて、床をきれいに元通りにしたとしよう。さらに、花瓶は幸いＢ氏にとって何の思い入れもない大量生産の安物だったので、Ａ氏は同じ物を買ってきてＢ氏に渡したとしよう。

しかし、この一連の「償い」の行為を、Ａ氏が終始ふてくされた調子で実践したとすればどうだろうか。「すみません」も言わず、頭も下げず、見るからに不機嫌な顔で掃除をし、花瓶を渡して「これでいいでしょう」と言い捨てたり、金銭を渡して「結局は金目（かねめ）でしょう」と言い放ったりしたとすればどうだろうか。つまり、たとえ物理的な損害に関しては完全に埋め合わせができたとしても、それだけでは明らかに謝罪にはならないのだ。

あくまでも謝罪の一環として「償い」ないし「埋め合わせ」がなされる場合には、それはまさしくおわびの印としての性格を必ず備えている。言い換えれば、たんに何かに損害が生じたからそれを修繕したり代替物を用意したりする、というのではなく、あくまでも自分がその損害をもたらしてしまったという反省や罪悪感などが先にあって、それゆえに償いをする、ということである。謝罪抜きに物品や金銭などを補償することはできるが、謝罪の一環として補償する場合には、その意味が根本的に異なってくる。＜重い謝罪＞には基本的に誠意が求められる以上、償いさえすれば謝ったことになるわけではない。その意味で、償いは謝罪の目的であるだけではなく、手段でもある。すなわち、謝罪が真摯なものであることを示すための手段でもあるのだ。

たとえば、花瓶事例においてＡ氏は、相手に損害を与えた自分の行為は間違っていたと後悔している。

＜中略＞

すなわち、自分の責任を痛感し、その責任をとろうとしている。そうした思いは、思うだけでは相手に伝わらないし、たんに「すみません」などと言うだけでは、本当にそうした誠意をA氏がもっているかどうか相手には分からない。だからこそ、人はしばしば、償いの意志を相手に示すこと――または、実際に償うこと――を通じて、自分の誠意の証（あかし）とするのである。

＜中略＞

では、そもそもなぜ＜重い謝罪＞に関しては誠意というものがしばしば求められるのだろか。

＜中略＞

A氏の行為によってB氏が損害を被る、というとき、その「損害」とは物理的なものに限られるわけではない。A氏が花瓶を落として割り、床が水浸しになったとき、B氏は多少なりとも気分を害されただろう。その不愉快な気持ちは、花瓶に思い入れがあるほど強くなるだろうし、思い入れが深ければ深いほど――たとえば、その花瓶が誰かからのプレゼントや、誰かの形見であった場合などには――悲しみの感情も生まれ、強まるだろう。

そのように、気持ちの部分で害され、傷つき、損なわれたものは、加害者の態度によって癒されることもあれば、より悪化することもある。先にも触れたように、たとえばA氏が花瓶を割った後も平然としていたり、終始ふてくされた態度をとっているとするなら、たとえ床をきれいに掃除して花瓶を弁償したとしても、B氏の気持ちは収まるどころか、むしろ怒りが増すことだろう。逆に、A氏がずっと神妙な面持（おもも）ちで何度も頭を下げつつ､床の片づけに関して何か手伝えることはないかと探り続けたり、花瓶の弁償を申し出たりするとしよう。この場合には、多少なりともB氏の気持ちは収まることだろう。

十分な謝罪がなされることによって被害者の気持ちが収まる理由は色々と考えられる。加害者のうなだれた様子に接して、処罰感情が満たされるからかもしれない。あるいは、加害者がそこまで恐縮するのは気の毒だ、かえって相手に悪い、申し訳ない、などと感じるからかもしれない（その点で、被害者が想定していた以上の丁重な謝罪の姿勢を示すことは、戦略（ストラテジー）として見るならば、しばしば有効だとも指摘できる）。あるいはまた、加害者も事態を重く受けとめているのを確認できたことで、自分が苛立

ちや怒りなどを感じるのはもっともだと確認できた、自分の気持ちを肯定できた、と思えるからかもしれない。理由はほかにも色々と考えられるだろう。この点については、次の第２節であらためて主題的に取り上げることにしよう。いまの段階で明確に言えることは、誠意ある真摯な謝罪によって、被害者が被った精神面での損害が（たとえ不完全なものだとしても）修復されうるという事実それ自体である。

さらに言えば、真摯な謝罪がなければ被害者の気持ちはなかなか収まらず、むしろより害され、傷つくということに鑑みると、精神的な損害の修復のためにはその種の謝罪がきわめて重要な位置を占めるということも、ここで確認できる。もちろん、加害者ではない第三者によって慰められたり宥められたり、あるいはカウンセリングを受けたりすることによって、被害者の気持ちが収まる場合もあるだろう。時間の経過とともに苛立ちや怒りが薄らいでいく場合もあるだろう。しかし、加害者当人による真摯な謝罪が多くの場合非常に効果的であるのは間違いない。

① タヴチズは、謝罪が謝罪として成立するための必要条件を次のように整理している。

> 最低限、謝罪には次の事柄が合意される。すなわち、自分が違反したルールの正当性を認めること。その違反の原因が自分にあり、自分に責任があると認めること。自分が損害を与えたことについての真正の後悔と自責の念を表現すること。（Tavuchis　１９９１：３）

これが、＜軽い謝罪＞も含めた謝罪全般に当てはまる必要条件ではないということは言うまでもない。また、ここで挙げられている諸条件がすべての＜重い謝罪＞に適用できるわけでもない。

＜中略＞

本節の最後に、花瓶事例において浮かび上がるもうひとつのポイントを確認しておきたい。先に、Ａ氏は真摯な謝罪によってＢ氏からの信頼を維持ないし回復できた、と述べた。その意味では謝罪は、被害者の精神的な損害を修復するだけではなく、加害者と被害者の間の人間関係を修復ないしメンテナンスする、という機能も果たしうると言える。

＜軽い謝罪＞に関しても、これと同様の機能を見て取ることができる。たとえば、電車のなかで他の乗客から軽く足を踏まれた人は、多少なりとも嫌な気分になったり不安を感じたりするだろう。そして、その害された気分は、相手が「すみません」という言葉をかけたり頭を下げたりすることによって和らぐだろう。そして同時に、近

接した状態でともに過ごす乗客としての相手への信頼が、維持ないし回復されるだろう。

ただし、違いもある。後者の電車事例では、生じた物理的・精神的な損害は「被害」とは呼びかたいほどに軽微なものだ。加えて、たまたま同じ電車に乗り合わせた客同士という間柄は、「人間関係」と呼ぶのがそぐわないほど希薄な、短期間の関係に過ぎない。それゆえ足を踏まれた方は、相手が謝罪しなかった場合、「無礼な人だ」と感じ、より気分を害されるだろうが、その程度といえばその程度だ。しばらく時間が経ち、どちらかが電車を降りるなどした後には、嫌な気分も次第に晴れるだろう。

他方、花瓶事例のような会社の同僚という関係や、家族、友人、恋人といった、長期間続く密接な関係の場合には、そうはいかない。相手に対する憤りや不信などは、後々まで互いに対する悪影響を与え続けることになる。だからこそ、こうした深い間柄においては、謝罪が果たしうる＜人間関係の修復＞という機能が重要性を増すのである。

＜以下略＞

（＊出題者注）和辻哲郎（大正・昭和期の日本を代表する哲学者）

古田　徹也『謝罪論――謝るとは何をすることなのか』（柏書房、２０２３年）より抜粋。出題との関係で必要な補足、省略、変更を施している。なお、＜中略＞および＜以下略＞は出題者による。

2027年度入学試験　出題趣旨・解説・講評
【A日程：論文】

≪出題趣旨≫――――――――――――――――――――――――――――――――

「謝罪」は誰にとっても身近なテーマであり、人生において、加害者・被害者いずれの立場からも謝罪から逃れることはできない。特に、法律家にとっては刑事の量刑の重要要素であるだけでなく、民事の紛争解決や会社不祥事等においても、業務に密接に関連するテーマである。「その場を収める」ための謝罪がその態様をめぐってかえって「炎上」することも珍しくはない。

本書は哲学者・倫理学者である古田徹也氏が事例をあげて比較的わかりやすく論旨を展開しているから、テーマにせよ論旨にせよ、一読しての理解はさほど難しくないと考えた。しかし、それを制限時間と制限字数内でまとめるためには、より深い理解力、論理性、そして文章力が必要となる。

≪解説・講評≫――――――――――――――――――――――――――――――――

第1問は、本書「第2章＜重い謝罪＞の典型的な役割を分析する　第1節　責任、償い、人間関係の修復」の要約問題である。

比較的理解しやすい分だけ、要約の字数の制限を強くした。単なる羅列にとどまらないためには、この節の構造的な理解に立って、思い切った取捨選択が必要となる。

抜粋部分の3つの重要な要素は、①責任、②償い、そして③人間関係の修復である。

以下論旨をレジュメとしてまとめてみたうえで、解答例を示す。

①責任　前提としての因果的事実の存在
　因果責任～重大な損害を自分の行為で相手に引き起こした因果責任
　役割責任～あるべき役割を果たせなかった行為責任
　因果責任をとって一度失敗した役割責任を果たし直すという償いの表明が謝罪
②償い　責任の取り方は償い
　しかし償いによる修復の不完全性
　お詫びの印、誠意の証としての償いの必要性
　被害者の物理的・精神的な被害の回復～特に後者には真摯な謝罪の必要性
③加害者と被害者の人間関係の修復ないしメンテナンスする機能

【解答例】

重い謝罪は、自己の行為が相手に重大な損害をもたらした事実を認め、その反省を表す因果責任の表明と、因果責任として負う償いを実行することで、一度裏切った社

会が期待する役割責任を果たし直す意志の表明という意義を持つ。

重い謝罪の目的たる償いは、不完全な修復にとどまることを確認したうえで、反省や罪悪感を伴う誠意の証として、物理的・精神的な被害回復を図る機能を持つ。特に真摯な謝罪は精神的な被害回復の手段ともなり、謝罪の必要条件とされることもある。

また重い謝罪は、特に長期間続く密接な人間関係においては、相手に対する憤りや不信の解消を通じて、加害者と被害者の人間関係を修復する重要な社会的機能を果たす。（298 字）

第２問は、抽象的に記載された必要条件を具体的事例にあてはめるとともに、行為がもたらした「影響ないし効果」を具体的に抽出する能力を問うものである。抽象的なルールを理解したうえでそれを具体的事例にあてはめ、それによって生じる効果を確認するという思考手順は、今後法律の勉強の基本である要件・効果という思考パターンに通じる。

本問は法的文脈ではない謝罪の場面を使って、そのような素養・能力を問う趣旨である。とともに、設問の「できるだけ具体的に」云々との問題文の指示にしたがって、花瓶事例の事実を十分かつ正確に使い尽くすことが求められている。

【解答例】

Ａ氏は他人の家では家の物を傷つけないように注意して礼儀正しく振舞うという社会マナーと、不注意でそのマナーに反して起こした不始末については、謝罪し、片づけ、弁償をすべきだという社会常識について正しいと信じている。次に、Ａ氏は花瓶を壊したのは自分の不注意によるという因果責任を即時の謝罪を通じて認めている。加えてＡ氏は片づけと弁償の申し出と恐縮した態度により、真正の後悔と自責の念を表現していた。

他方で、Ｂ氏は、花瓶を壊され水浸しにされることで不愉快な気持ち等を抱いたが、Ａ氏の謝罪等を真摯な反省に基づくものと受け止め、物理的にも弁償による被害回復の機会を得ただけでなく、精神的にも癒された。そこで、上司と部下という立場からの今後の人間関係の維持に重きを置き、Ｂ氏はＡ氏を制止して、ホストである自らが片付け、微笑みながら弁償するには及ばないと赦しの気持ちを表明し、A 氏を安心させたといえる。（395 字）

【講評】

１番では、因果責任・役割責任の扱いで差が出た。それに全く触れずに誠意ある謝罪による精神的慰謝と人間関係の維持の機能に焦点を当てた答案と、逆に両責任の関係性に字数の大半を費やしバランスを欠く結果となった答案の評価は低くなった。解説及び解答例にあるように、①責任、②償い、③社会的信用の回復の３要素をこの順

番でバランスよく記述することがコツである。

なお、要約問題におけるバランス論は、書く項目についての量のバランスだけではない。問題文の理解（消化）による自分なりの要約の度合い（それによる表現の修正の含む）と問題文のもともとの表現の維持とのバランスも重要である。

要約問題で高評価できない解答は、解答者なりの独自の理解による行き過ぎた単純化や論旨の変更が見られる。その傾向は重要なキーワードが出てこなかったり、その出てくる順番が変わったりしている場合に顕著である。それと逆方向でやはり評価が低い要約は、問題文の抜粋のつぎはぎ型・羅列型の要約である。1文がやたらに長く、情報量が多い割には言いたいことがわからない文章になりがちである。キーワードやその出てくる順序は尊重しつつ、ある程度思い切った情報量の制限を行いながら、論述の流れを明確化できて初めて高評価がされる。

２番は、3つの必要条件に適合する事実を詳しく拾ったうえ、その事実がB氏の認識と行動に具体的にどう影響したかを整理することが求められている。よって、必要条件ごとに、その具体的内容（たとえば訪問宅ではホストに迷惑を掛けない振る舞いをするという社会常識ないしルール）を特定したうえで、いかなる事実からそれが自覚・承認されていたかを文字数を節約しつつ書く必要がある。

この点、一方ではルールの中身の特定が十分されないままにその承認がされているといった書き方がなされている事実が抽象的な解答のほか、3条件を区分して事実をあてはめていない解答（3条件に対して一連の事実をまとめて当てはめる書き方）もあった。また、厳しい字数制限の割に無駄な記述も多かった。

そのため、B氏の認識と対応、特にB氏が真摯な謝罪を受け止めて片付けや弁償を制止したことが、上司・部下という人間関係の維持のため、B氏の上司としての役割を果たすための抑制的行動につながった点が書けていない答案がめだった。精神的に慰謝されたためにB氏はそれを受け入れて微笑んで片づけも制止した、で終わり、上司・部下という特有の人間関係の維持という要素が抜けた答案が目立った。もちろんB氏はA氏の誠意ある謝罪の気持ちに動かされた面もあろうが、B氏自身もこういった場面での上司の部下に対してあるべき姿というノームに縛られて人間関係の維持回復の方を選択したというべきであろう。

全体的には1番よりも2番の方が問題文の趣旨にそって具体的事実を網羅することができていた。ただし、必要条件の各類型にそって事実をコンパクトにまとめることで、一般的な条件とそれにあてはめる具体的事実を分かりやすくかつ要領よく対照できる書き方がされている答案は必ずしも多くなかった。